



# 第三次

## 出水市読書活動推進計画

(第三次子ども読書活動推進計画)

～読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市～



出 水 市

## 出水市読書の歌

### ～すてきな宝物～

作詞 出水市の子どもたち  
作曲 米森孝代・大川内中の子どもたち  
編曲 原田いずみ

一 あの 青い空の向こう

きつと みんなが

すてきな 本と 出会っている

ラララ・・・

キラキラ 心の エネルギ―

届けるよ この一ページ

君への おくりもの

二 今日は どんな お話だろう

きつと えがおが

あふれる 本と 出会っている

ラララ・・・

広がる 冒険の旅に出よう

ときめきの この一冊は

わたしの たからもの

## 出水市読書の歌 ～すてきな宝物～

この歌は、平成23年度に「読書活動日本一のまちづくり」事業の浸透を図ろうと、市内の子どもたちから、詩のフレーズを募集し、音楽部会で取りまとめ、当時の大川内中学校米森孝代教頭と同校生徒たちが曲を付けて完成したものです。(平成23年度「読書活動日本一のまちづくり推進大会」で披露されました。)

## 目 次



第1章	第三次読書活動推進計画の策定にあたって	
1	読書活動日本一のまちづくりの推進	1
2	国及び県の動向と策定の趣旨	2
第2章	第二次読書活動推進計画期間における成果と課題	
1	第二次計画における取組状況と成果	5
(1)	基本方針1「読書に親しめる環境づくり」	5
(2)	基本方針2「年齢期に合わせた読書活動の推進と支援」	8
(3)	基本方針3「読書活動への理解と啓発」	10
(4)	基本方針4「市民の協働と推進体制の強化」	12
2	アンケートから見た読書の現状	13
3	第二次計画における課題	18
第3章	第三次読書活動推進計画の基本的方針	
1	計画の目的	21
2	計画の位置付けと基本目標	21
3	計画の対象	22
4	計画の期間と見直し	22
5	施策の体系図	23
6	読書活動推進のための方策	24
	基本目標1 家庭における読書活動の推進	24
	基本目標2 地域における読書活動の推進	26
	基本目標3 学校等における読書活動の推進	29
	基本目標4 読書活動への理解と普及啓発の推進	31
7	施策の実施体系表	33
資料編		36

# 第1章 第三次読書活動推進計画の策定にあたって

## 1 読書活動日本一のまちづくりの推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。特に子どもの時期は、大人になるまでの様々な発育の過程において、外部からの作用に対し敏感な反応を示すだけに、恵まれた読書環境を整えることは極めて重要なことです。読書を通じて、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求める態度が培われます。

そこで、子どもに関わるすべての大人たちが、本を好きになり、読書を楽しみながら、自ら豊かな人間性を培うとともに、読書する姿を子どもたちに示し、読書の大切さを伝えていくことは、とても重要なことです。

出水市は、子どもの読書環境を整備していくには、大人の読書環境も重要であることを認識し、子どもと大人が読書を楽しみながら「感動する心」を培い、「想像する力」を育み、「コミュニケーション能力」を身に付け、主体的に「生きる力」を養うことが、将来のひとづくり・ふるさとづくりにとって重要な要素であると考えています。

「読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市」を基本理念に、市民全員が、あらゆる機会とあらゆる空間で自主的に読書を行うことができるよう市と市民が協働して、「読書活動日本一のまちづくり」を推進していきます。

## 2 国及び県の動向と策定の趣旨

社会情勢が大きく変化した現在では、子どもを取り巻く環境が子どもの心身の発達や生活に大きな影響を与え、とりわけインターネットやゲーム、携帯電話等の様々な情報メディアの発達や普及により、子どもの読書離れが加速化してきました。こうした中、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない」を基本理念に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に施行されました。

この法律に基づき、国は、平成14年に「第一次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め、平成20年に第二次計画、平成25年5月に第三次計画を定めました。その間、平成17年には、「文字・活字文化振興法」が制定され、平成19年の「学校教育法」の改正では、義務教育として行われる普通教育の目標のひとつに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定され、幼稚園における教育の目標にも「日常会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと」が規定されました。また、平成22年の国民読書年<sup>(注1)</sup>の取組の一環として設置された「国民の読書推進に関する協力者会議<sup>(注2)</sup>」においても、「読書は思考力、判断力、コミュニケーション力などを育み、個人が自立して、かつ、他者との関わりを築きながら豊かな人生を生きる基盤を形成するもの」、「今後の社会の最大の資源である『知』へのアクセスや新たな『知』の創造の鍵となる、社会において不可欠な文化的インフラ」、「東日本大震災を経験した我が国が、危機的な状況から立ち上がり、もう一度未来を創造する力を養うため、一人一人に、また、社会全体に今こそ読書が必要」であるとしています。このことを踏まえ、今一度読書の意義に立ち返り、誰もが読書に親しみ、その恵沢を等しく享受できる環境づくりに向けて、国、自治体、さらには社会全体で早急に取り組むため、「読書で人を育てる、『読書を支える人』を育てる」、「住民参加で自治体ごとの『読書環境プラン』（仮称）を策定し、実現する」、「読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム（基盤となる

(注1) **国民読書年**：平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。読書推進に向けた気運を高めていくため、政官民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねていくことが宣言され、図書館をはじめ、様々な場所で国民読書年にちなんだ行事や取組が推進されることになりました。

(注2) **国民の読書推進に関する協力者会議**：国民読書年の取組の一環として、今日の国民の読書や読書環境に関する現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行うため、文部科学省生涯学習政策局に設置されたもの。（全国から選出された17名の委員の中に、本市の溝口省三教育長が委員の一人として参画しました。）

「場」をつくる」という3点を提言しています。さらに平成26年には、学校図書館法の一部改正が行われ、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭等と連携しながら、その機能向上の役割を担う専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置付け、学校に置くように努めることとされました。

鹿児島県では、平成16年2月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、あらゆる機会において自主的に読書活動が行われ、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校が一体となり子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に必要な取組を展開してきました。そして、平成21年に第2次計画を策定、平成26年1月には第2次計画期間の取組の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動が一層推進されるよう第2次計画を改訂し、第3次計画を定めました。「1日20分読書」運動を実施するとともに、「いつも身近に1冊の本」をキャッチフレーズに設定し、四つの推進の柱「Ⅰ 家庭における子どもの読書活動の推進」「Ⅱ 地域における子ども読書活動の推進」「Ⅲ 学校等における子ども読書活動の推進」「Ⅳ 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進」を立てて計画を進めていくことにしています。

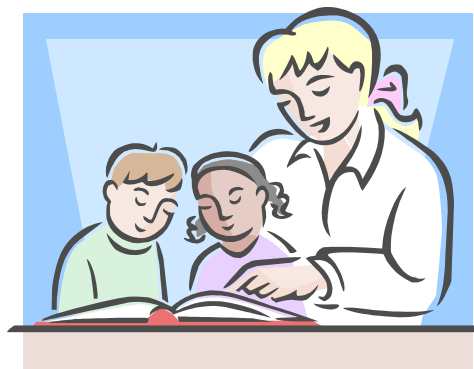
出水市においては、平成19年3月に策定した「子ども読書活動推進計画(第一次)」を見直し、平成24年4月に第二次読書活動推進計画を策定しました。第一次計画期間においては、平成21年11月から6～7か月児健康相談時での「ブックスタート事業」の開始、「読書活動日本一のまちづくり」事業の浸透を図るため「出水市読書の歌～すてきな宝物～」を平成23年度に制作しました。学校図書館においては、学校司書の配置、研修会等の実施や空調機器の整備、更には、平成24年3月の学校図書館蔵書管理システム導入により、蔵書管理や貸出・返却が短時間で処理することが可能となりました。自治会(地域)においては、自治会文庫の設置推進や出前読み聞かせ会「地域子ども会読書の集い」を開催するなど、地域で本に触れ合う機会の拡充に努めてきました。また、第二次計画期間においては、読書活動の取組PRと観光PRも兼ねた「ブックカバー」を平成25年度に作製し、各種イベント時の参加者や修学旅行生等に配布しました。平成26年度は第二次読書活動推進計画の大きな柱となっている「家読<sup>うちどく</sup>(注3)」を進めるために、各小中学校等の協力を得て「出水市家読推薦図書」を策定し、図書を各学校へ巡回したり、推進大会で展示することで周知等に努めました。また、「地域子ども会読書の集い」と称して開催していた出前読み聞かせ会を「おはなし玉手箱」と改称し、様々な年齢層の方に参加

(注3) 家読：家庭読書のことで、「うちどく」と読みます。家族と一緒に本を読んだり、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣を身に付けるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするものです。

していただけるように呼びかけ、活動してきました。平成27年度はブックスタート事業のフォローアップ事業として、2歳児歯科相談の場で再度、絵本を手渡し、読み聞かせを行うことにより、継続した年齢期に応じた読書活動の確立を目指して「セカンドブック事業」などの各種事業に取り組んできました。

その結果、学校や図書館での読書量が増加し、市民の関心度も高くなるなど一定の成果は出てきたものの、未到達の課題や学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないことが分かりました。また、第三次読書活動推進計画を策定するに当たり実施したアンケート調査では、子育て世代の読書環境整備など、新たな課題も増え、まだまだ十分とはいえません。

第三次読書活動推進計画は、第二次計画の実施内容を分析・診断し、成果と課題を明らかにするとともに、「読書活動日本一のまちづくり」を目指して、本市の読書活動がさらに充実することを目的に策定するものです。



## 第2章 第二次読書活動推進計画期間における成果と課題

本市の第二次読書活動推進計画では、市民全員が読書活動の実践者として、互いに連携、協働して、読書活動を推進していくために、次の4つの基本方針を設け、これを達成するため、それぞれの重点項目を明確にしたうえで、本市の実情を踏まえ、主施策に沿って各種事業に取り組んできました。その主な成果と課題は、次のとおりです。

### 1 第二次計画における取組状況と成果

#### (1) 基本方針1「読書に親しめる環境づくり」

##### ア 重点項目1 物的読書環境の整備と充実

###### 主施策

- ・ 保育所・幼稚園における読書環境の整備
- ・ 学校における読書環境の整備
- ・ 図書館における読書環境の整備
- ・ 公共施設等における読書環境の整備
- ・ 出水市推薦図書の実施

###### 主な取組と成果

- ・ 園児向け寄贈絵本（札幌すずらん文庫）を市立幼稚園・保育園に巡回
- ・ 全小学校へ寄贈された図書（各約500冊）を「札幌すずらん文庫」として設置
- ・ 図書館除籍本の自治会文庫へのリユース実施
- ・ 中央図書館テラスに木製テーブルとイスの設置など
- ・ 出水市家読推薦図書の策定と各学校への巡回の実施
- ・ 返却ポストの増設



中央図書館テラスの木製テーブルとイス



小学校に寄贈された「札幌すずらん文庫」



## 出水市家読推薦図書

### 小学校低学年

図 書 名	作 者 名	図 書 名	作 者 名
14ひきシリーズ	いわむらかずお	ちからたろう	いまえよしとも
あのときすぎになったよ	薫くみこ	どうぞのいす	香山美子
王さまと九人のきょうだい	中国民話	にじいろのさかな	マーカス・フィスター
おおきくなるっていうことは	中川ひろたか	にゃーご	宮西達也
おさるはおさる	いとうひろし	ねずみのすもう	谷真介
キャベツくん	長新太	花いっぱいになあれ	松谷みよ子
ぐりとぐら	中川李枝子	はらぺこあおむし	エリック・カール
しゅくだい	いもとようこ	ふたりはともだち	アーノルド・ローベル
せいちゃん	松成真理子	ぼくは王さま	寺村輝夫
だいくとおにろく	松居直	むしたちのうんどうかい	得田之久

### 小学校中学年

図 書 名	作 者 名	図 書 名	作 者 名
あらしのよるに	きむらゆういち	すみれ島	今西祐行
いのちをいただく	内田美智子	だいじょうぶだいじょうぶ	いとうひろし
エルマーのぼうけん	ルース・スタイルス・ガネット	手ぶくろを買いに	新美南吉
えんぴつびな	長崎源之助	としゃかんライオン	ミシェル・ヌードセン
オズの魔法使い	ハウム	とべないホタル	小沢昭巳
かたあしだちょうのエルフ	おのきがく	ともだちや	内田麟太郎
片耳の大シカ	椋鳩十	花さき山	斎藤隆介
かわいそうなぞう	つちやゆきお	まんじゅうこわい	川端誠
車のいろは空のいろ 全3巻	あまんきみこ	むぎわらぼうし	竹下文子
さっちゃんのみまほうて	たばたせいいち	わすれられないおくりもの	スーザン・パーレイ

### 小学校高学年

図 書 名	作 者 名	図 書 名	作 者 名
十五少年漂流記	ジュール・ベルヌ	しろいうさぎとくろいうさぎ	ガース・ウィリアムズ
からすたろう	八島太郎	杉原千畝物語	杉原幸子
ありがとう	サトウハチロー	それいけズッコケ三人組	那須正幹
おかあさんはね、	村上淳子	注文の多い料理店	宮沢賢治
がんくつ王	デュマ	ちょっと長めのショートショート	星新一
キャプテンはつらいぜ	後藤竜二	バッテリー 全6巻	あさのあつこ
賢者のおくりもの	オー・ヘンリー	ファール昆虫記	ファール
子ども版三国志 全10巻	生越嘉治	マヤの一生	椋鳩十
こんぎつね	新美南吉	ランドセルは海を越えて	内堀タケシ
小公女	ワグネル・ボッシュ・バネット	ローザ	ニッキ・ジョヴァンニ

### 中学校

図 書 名	作 者 名	図 書 名	作 者 名
100万回生きたねこ	佐野洋子	銀河鉄道の夜	宮沢賢治
13歳のハローワーク	村上龍	グッドラック	アレックス・ロピラ
14歳からの哲学	池田晶子	蜘蛛の糸・杜子春	芥川龍之介
1リットルの涙	木藤亜也	賢者の贈り物	オー・ヘンリー
二十四の瞳	壺井栄	五体不満足	乙武洋匡
青空のむこう	アレックス・シアラー	シャーロックホームズの冒険	コナン・ドイル
赤毛のアン	モンゴメリー	中学時代にしておく50のこと	中谷彰宏
あのころはフリードリヒがいた	ハンス・ペーター・ヒター	ツナグ	辻村深月
アルジャーノンに花束を	ダニエル・キイス	夏の庭	湯本香樹実
アンジュール ある犬の物語	ガブリエル・パンサン	西の魔女が死んだ	梨木香歩
アンネの日記	アンネ・フランク	のはらうた	工藤直子
伊豆の踊子	川端康成	走れメロス	太宰治
一瞬の風になれ	佐藤多佳子	ハッピーバースデー	青木和雄
いのちをいただく	内田美智子	フッタとシッタカフッタ	小泉吉宏
兎の眼	灰谷健次郎	ぼくらの七日間戦争	宗田理
かぎりなくやさしい花々	星野富弘	星の王子さま	サン・テグジュペリ
からすたろう	八島太郎	坊ちゃん	夏目漱石
ガラスのうさぎ	高木敏子	モモ	ミヒヤエル・エンデ
カラフル	森絵都	りんごのおじさん	竹下文子
きみの友だち	重松清	わたしのいもうと	松谷みよ子

いつでも どこでも 本といっしょに!

市立図書館の住民1人当たりの貸出冊数の推移

(単位：冊)

	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
住民1人当たり	6.34	6.37	6.50	6.62
個人貸出冊数総数	346,913	345,666	350,123	353,246

自治会（子ども会）文庫の設置数の推移

	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
自治会数	76	86	93	96



自治会（子ども会）文庫

イ 重点項目2 人的読書環境の整備と充実

主施策

- ・ 保育所・幼稚園職員の資質向上
- ・ 司書教諭、学校司書等の充実と資質向上
- ・ 親子読書会等の人材育成と研修会の開催
- ・ 読書ボランティアの拡充と育成

主な取組と成果

- ・ 学校図書館職員・公立図書館職員等合同研修会（視察研修）の実施
- ・ 読書担当者等研修会の実施
- ・ 読書活動に関する外部研修への参加支援
- ・ 教職員やPTA等を対象とした読書活動研修会の支援



本の修理の研修

(市立図書館・学校図書館職員合同研修会)



読書担当者等研修会



## (2) 基本方針 2 「年齢期に合わせた読書活動の推進と支援」

### ア 重点項目 1 乳幼児期の読書活動の推進（本に会い・親しむ）

#### 主施策

- ・本との出会いの場の提供
- ・読み聞かせ機会の拡充と支援
- ・家庭・地域との連携による読書活動の推進

#### 主な取組と成果

- ・ブックスタート事業の実施
- ・セカンドブック事業の実施
- ・おはなし玉手箱（地域子ども会読書の集い）の開催
- ・市立図書館での読み聞かせ会の開催



6～7か月児を対象とした  
ブックスタート事業



2歳児を対象とした  
セカンドブック事業

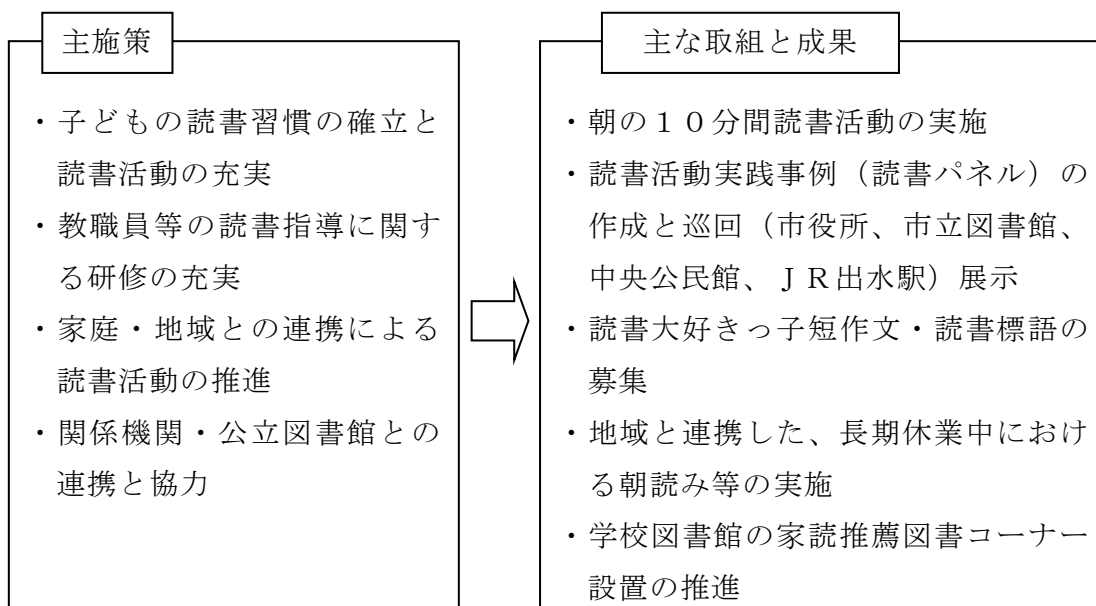
### おはなし玉手箱（地域子ども会読書の集い）の実施回数等の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
団 体 数	9	13	14	20
参加人数（人）	197	258	365	565



自治会等における「おはなし玉手箱」の様子

イ 重点項目 2 少年期の読書活動の推進（本で調べる・学ぶ）

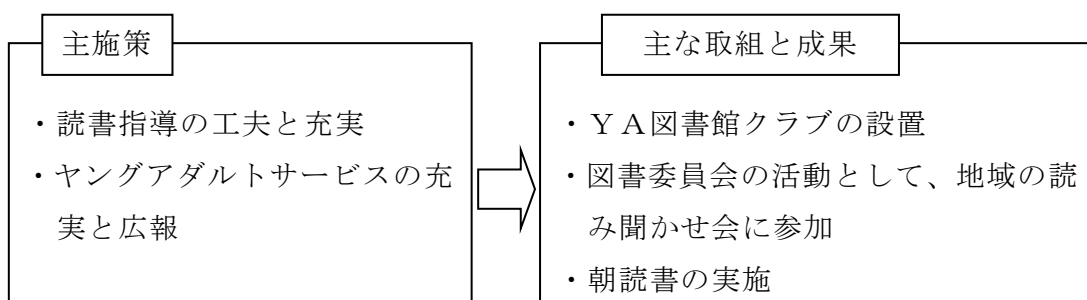


高等学校での朝読書



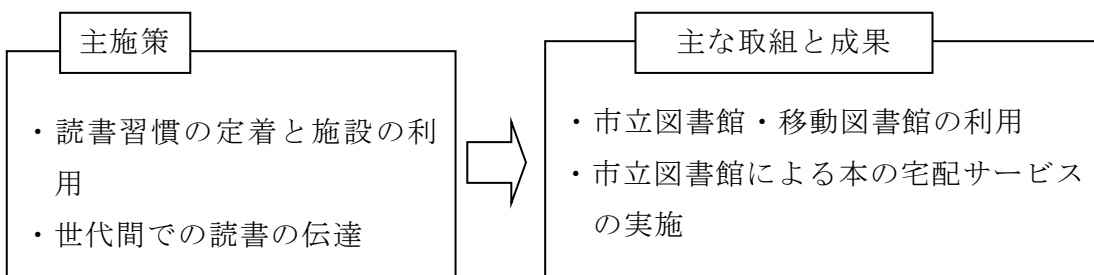
学校図書館家読推薦図書コーナー

ウ 重点項目 3 青年期の読書活動の推進（本から学び・考える）



図書委員会活動（地域等での読み聞かせ会）

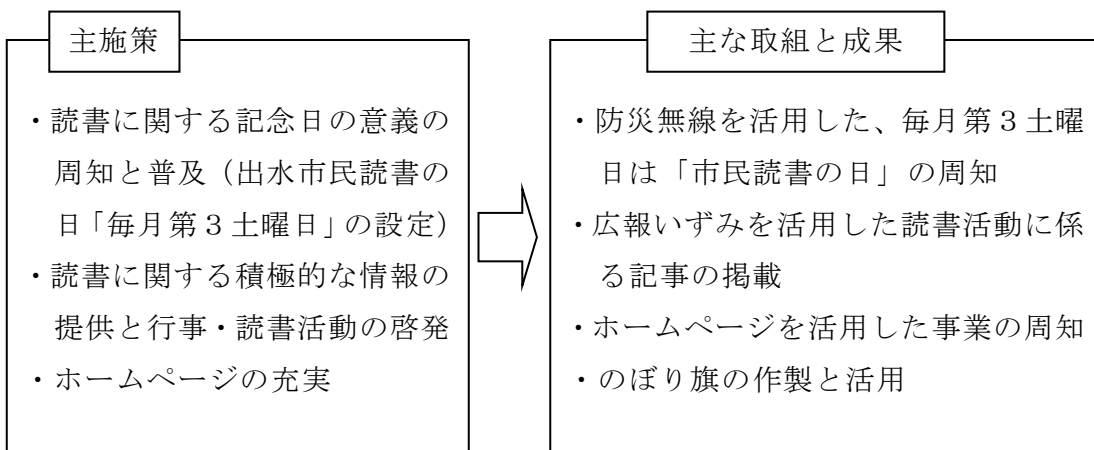
エ 重点項目4 大人の読書活動の推進（本を楽しむ・伝える）



移動図書館  
の開館

(3) 基本方針3 「読書活動への理解と啓発」

ア 重点項目1 広報と情報提供の推進



ホームページ「よんみやんせ」トップページ



のぼり旗（2種類）

## イ 重点項目 2 啓発活動の推進

### 主施策

- ・ イベント・大会の開催による顕彰と啓発
- ・ 地域行事による読書活動の啓発
- ・ 手作り作品（しおり等）による読書のまちの啓発

### 主な取組と成果

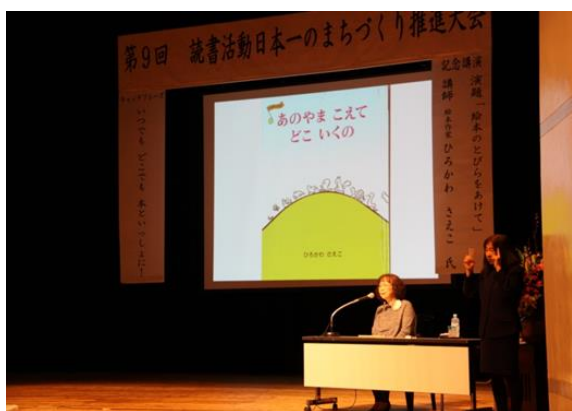
- ・ 読書活動日本一のまちづくり推進大会の開催（顕彰・講演等）
- ・ わくわく☆おはなしフェスタの開催（ボランティアグループ、親子読書会等の実演発表）
- ・ J R 九州出水駅コンコースでの読書パネルの展示
- ・ 修学旅行生やイベント等でのブックカバーや手作りしおりの配布



J R 九州出水駅コンコースでの読書パネルの展示



ブックカバー



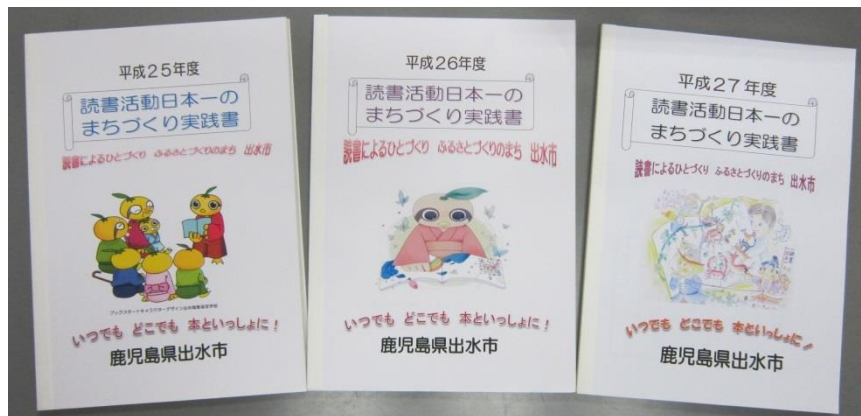
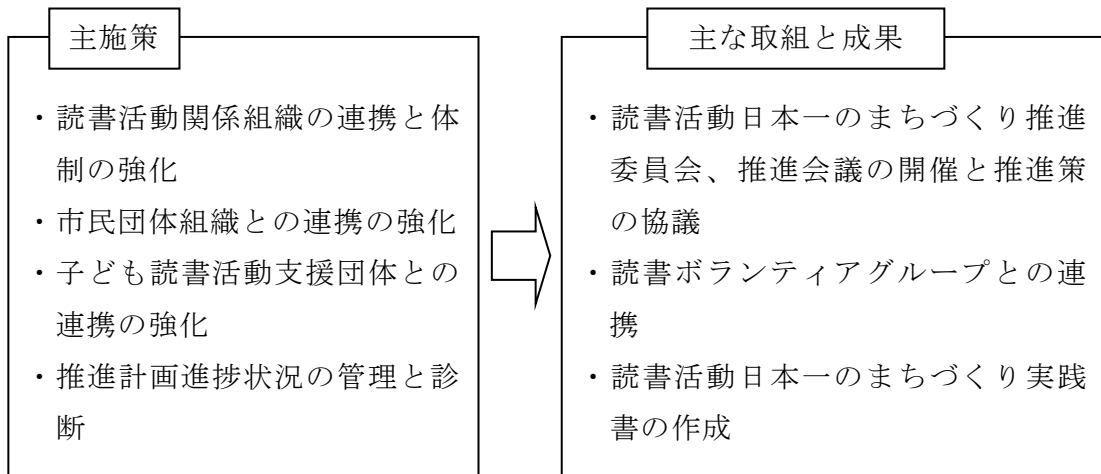
読書活動日本一のまちづくり  
推進大会（記念講演）



わくわく☆おはなしフェスタ

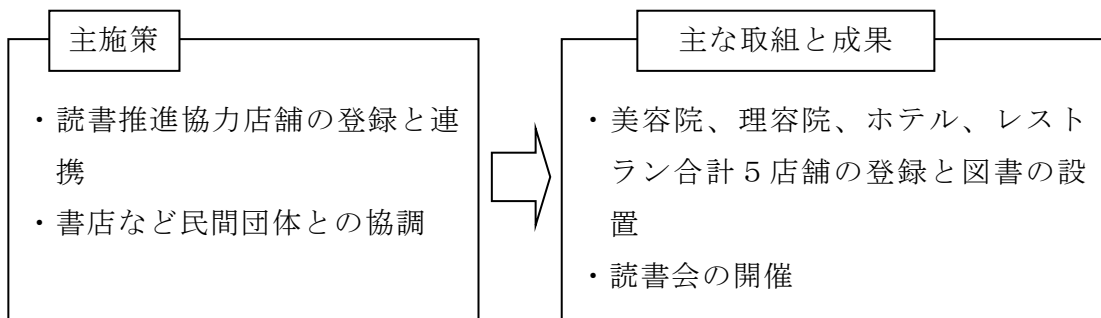
#### (4) 基本方針4「市民の協働と推進体制の強化」

##### ア 重点項目1 組織体制の確立と進捗管理



各年度の実践書

##### イ 重点項目2 関係機関・民間団体と連携した読書推進



協力店舗の様子



読書会の様子

## 2 アンケートから見た読書の現状

市民の読書状況や読書要因、読書環境の実態を把握することにより、第三次読書活動推進計画の策定に資することを目的として、平成27年8月から9月にかけてアンケート調査を実施しました。平成23年度に実施したアンケートと比較した読書の現状は、次のとおりでした。

(1) 「あなたは、本を読むことが好きですか」という質問に対して、

ア 「好き、どちらかという好き」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	86.4	79.6	74.7	66.1	66.0	67.9	66.9	63.1
27	80.3	78.7	69.4	68.2	63.8	65.4	60.2	54.4

イ 「どちらかという嫌い、嫌い」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	6.9	11.0	14.3	17.4	14.5	17.5	15.7	17.7
27	8.4	15.1	17.2	14.9	15.4	13.4	15.4	20.6

ウ 「どちらでもない」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	6.5	9.0	10.9	16.2	18.5	14.5	17.3	18.6
27	11.3	6.2	13.4	16.9	20.3	21.1	24.0	25.0

本を読むことが「好き、どちらかという好き」と答えた割合は、平成23年度調査と比較して、高校2年生のみ増加していますが、他の区分では全てにおいて減少しています。また、学校段階が進むにつれて減少しており、保護者においても同様の傾向が見られます。

本を読むことが「どちらかという嫌い、嫌い」と答えた割合は、高校2年生、小3保護者、小5保護者で減少しています。

なお、「どちらでもない」と答えた割合は、小学5年生を除いた区分で増えています。

(2) 「授業以外で、月に1回以上学校図書館に行って本を読んだり借りたりしている」と答えた割合



(単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生
23	83.6	83.5	56.1	22.1
27	86.0	82.0	62.8	23.8



「毎日行く」「1週間に2～3回行く」「1週間に1回行く」「月に2～3回行く」「月に1回くらい行く」を合計して「月に1回以上」とし、平成23年度調査と比較したところ、小学5年生では若干減少していますが、他の区分では全てが増加しています。この中で小学3年生と5年生では1週間に2～3回が最も多く、中学生と高校生では月に2～3回行くが最も多い結果となっています。

(3) 「市立図書館に月に1回以上行く」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	44.6	38.8	15.1	12.7	32.5	38.5	29.7	22.0
27	53.6	50.7	19.2	10.0	36.4	41.5	33.4	23.3

「ほぼ毎日」「2～3日に1回」「週1回」「2週間に1回」「月に1回」を合計して「月に1回以上」とし、平成23年度と比較したところ、高校2年生のみ若干減少していますが、他の区分では全てが増加しています。

(4) 「読書の大切さは何だと思いますか（3つまで選ぶ）」という質問に対して、次の選択に答えた割合

ア 「知らないことがわかる」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	23.8	24.1	16.7	14.3	22.1	20.4	22.6	20.4
27	28.5	24.8	18.7	16.3	21.2	20.1	20.8	19.8

イ 「考える力がつく」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	18.7	16.4	12.7	15.7	18.3	18.2	17.0	19.4
27	14.4	16.7	12.0	15.3	20.7	19.7	19.0	18.8

ウ 「国語力がつく」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	13.5	10.9	17.4	17.6	14.4	16.1	16.2	15.1
27	9.8	12.8	16.0	15.4	13.8	13.0	15.2	17.3

エ 「感動する心が育つ」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	8.1	9.0	10.8	10.6	12.5	11.3	12.5	13.0
27	6.6	7.1	10.1	9.9	10.7	12.5	11.3	9.7

オ 「想像する力がつく」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	15.2	19.7	22.1	23.6	26.0	26.9	25.2	25.0
27	16.6	18.6	20.1	24.2	26.7	28.3	27.2	27.2

カ 「楽しくなる」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	16.4	13.9	13.8	11.8	4.3	4.2	4.3	3.1
27	18.3	15.4	13.4	13.4	4.4	4.6	4.1	3.8

平成23年度調査と比較したときに、選択項目に係る回答割合は同じような傾向があります。「知らないことがわかる」、「考える力がつく」、「想像する力がつく」が上位を占めています。ただ、中学生・高校生では、「考える力がつく」より「国語力がつく」と答えた割合が多く、「楽しくなる」と答えた割合は、年齢が高くなるほど低くなる傾向があります。

(5) 「子どもたちが、昔と比べて本を読まなくなっていると思う、どちらかといえば思う」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	61.7	57.5	62.2	67.3
27	65.6	64.2	66.3	71.2

平成23年度調査と比較して、4～6ポイント増加しています。

(6) 「どのようにしたら（子どもたちが）もっと本を読むと思いますか（3つまで選ぶ）」という質問に対して、次の選択に答えた割合

ア 「小さいころから読み聞かせをしてもらう」と答えた割合

(単位：%)

区分 年度	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	15.3	17.6	25.9	22.5	20.7	23.5
27	15.5	15.9	23.7	22.3	19.3	21.4

イ 「小さいころから図書館や本屋へ行く」と答えた割合

(単位：%)

区分 年度	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	19.5	19.9	18.6	22.1	22.2	20.8
27	17.9	19.4	18.4	22.7	22.7	22.7

ウ 「学校図書館（幼稚園・保育園）にたくさんの本がある」と答えた割合

(単位：%)

区分 年度	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	16.8	14.2	13.9	9.0	8.0	10.1
27	16.6	13.5	14.6	6.2	11.7	10.3

エ 「自由な時間がある」と答えた割合

(単位：%)

区分 年度	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	20.7	22.0	3.7	5.0	5.8	6.8
27	22.0	24.1	3.0	3.8	5.7	6.7

オ 「テレビやゲームの時間をへらす」と答えた割合 (単位：%)

区分 年度	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	9.3	8.7	11.7	12.6	14.7	13.8
27	9.6	10.8	15.0	17.0	16.2	16.2

カ 「家の人といっしょに読書をする」と答えた割合（単位：％）

区分 年度	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
23	8.7	6.9	20.0	19.3	19.0	16.1
27	8.5	7.9	18.2	18.5	15.4	13.6

平成23年度調査と比較したときに、選択項目に係る回答割合は同じような傾向があります。「小さいころから読み聞かせをしてもらう」、「小さいころから図書館や本屋へ行く」は、どの世代でも多く回答しています。

なお、中学生・高校生では、「自由な時間がある」が最も多い回答であるのに対し、保護者では「テレビやゲームの時間を減らす」、「家の人といっしょに読書をする」が多い傾向にあります。

(7) 「家読を知っていますか」という質問に対して、「知らない」と答えた割合（単位：％）

区分 年度	小学 3年生	小学 5年生	中学 2年生	高校 2年生	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
27	33.0	23.3	38.6	62.4	37.4	21.4	21.1	28.5

(8) 「読書活動日本一のまちづくりを推進するために、今後必要だと思う事業は何ですか。（複数回答）」という12の選択項目で、上位に入った項目は次のとおりです。（単位：％）

選択項目	幼・保 保護者	小3 保護者	小5 保護者	中2 保護者
学校図書館（園の図書コーナー）を充実させる	22.4	20.0	22.0	19.9
子どもを対象とした絵本作家等の講演会の実施	12.2	16.3	17.9	14.3
市立図書館を充実させる	14.1	14.7	16.6	14.5
読み聞かせボランティアを増やす	13.0	11.8	9.2	9.8
自治会や子ども会活動など	7.9	7.7	6.6	9.3

上位以外の選択項目は、次のとおりです。

- ・読書に関する講演会の実施
- ・親子読書会を増やす
- ・広報いずみや市の放送など
- ・その他
- ・活発な活動を行った団体の表彰
- ・教員や図書館職員のレベルアップ
- ・市のホームページでアピールする

### 3 第二次計画における課題

#### (1) 読書好きの減少

アンケート調査では「あなたは、本を読むことが好きですか。」という質問に対し、「好き、どちらかというところ好き」と答えた割合は、高校2年生のみ前回調査に比べて2.1ポイント増えていますが、小学生、中学生、保護者では1～8ポイントという幅はありますが減少しています。「どちらかというところ嫌い、嫌い」と答えた割合は、高校2年生、小3保護者、小5保護者で減少、「どちらでもない」と答えた割合は、小学3年生で4.8ポイント、中学2年生で2.5ポイント、小学生・中学生の保護者で6ポイント程度増えていきます。また、読書が好きという傾向は、学校段階が進むにつれて減少しており、保護者においても同様の傾向が見られます。

乳幼児やその保護者に絵本の楽しさを伝えるブックスタート事業やセカンドブック事業、自治会や地域等での読み聞かせ会等の開催による、幼少期から読書の楽しさを体感、体験できる事業の継続や啓発活動等が今後必要です。

#### (2) 読書環境の整備と資料の充実

読書活動の展開により、幼稚園や保育園の図書コーナーや学校図書館等の資料は整備されつつありますが、学校図書館図書標準<sup>(注4)</sup>の未達成など、全体的に見ればまだ十分とは言えない状況です。それを補う手段として、幼稚園等では、寄贈していただいた絵本の巡回や県立・市立図書館の団体貸出の利用、学校図書館では図書の寄贈や市立図書館との連携による移動図書館等の活用が図られています。

アンケート調査では、乳幼児等の声など、周りに気兼ねをしないで絵本を読んだり、読み聞かせをしたりできる施設等の要望も多いことから、今後、検討が必要です。

#### (注4) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたものです。(学級数により算定方法が決められています。)

○学校図書館図書標準による蔵書算定方法(盲・聾・養護学校は、別に定められている。)

学級数	蔵書冊数(小学校)	蔵書冊数(中学校)
1	2,400	4,800
2	3,000	4,800
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

【例】18学級ある小学校は、10,360冊。15学級ある中学校は、12,160冊。

また、市立図書館の除籍資料のリユース事業については、毎年40～50の自治会から申し込みをいただき、「自治会（子ども会）文庫」として活用されています。文庫設置の自治会も毎年少しずつ増えてきていますが、図書の実充を図るため、さらなる支援が必要です。

### (3) 「週一家読<sup>うちどく</sup>20分間運動」の推進

毎月第3土曜日は市民読書の日と定め、市の防災無線を活用して、自治会や子ども会、家庭における読書活動への取組周知を行ったり、読書ボランティア等と連携した出前読み聞かせ会「おはなし玉手箱」の自治公民館等での開催や読書活動日本一のまちづくり推進大会での「家読」の事例発表、平成26年10月には「出水市家読推薦図書」を策定するなど、家読の推進に努めてきました。また、学校では学校図書館便り等での取組の周知や親子読書カードの活用、学校図書館の家読推薦図書コーナーの設置など進めてきました。

しかし、アンケート調査では、「家読を知らない」と答えた割合が、小学生、中学生及び保護者では20～30%台、高校生では60%程度という結果が出ており、家読の推進が行き渡っていない状況が見られます。

### (4) ボランティア等の研修

市立図書館や幼稚園・小学校での読書活動等にボランティアが活発に活動しています。また、読書ボランティアグループ等の協力を得て、市主催の出前読み聞かせ会「おはなし玉手箱」も開催しています。県・協会等主催の研修会に参加するなどして研鑽を積んでいますが、このボランティア等との連携と共に、更なるスキルアップの研修が必要です。また、新規人材の発掘もこれからの課題です。

### (5) 司書、学校司書の連携と研修の実充

図書館サービスは、司書の経験の蓄積が大きな要素になります。市立図書館は平成23年度から指定管理者制度を導入しており、研修等は指定管理者で実施されています。学校司書は、学校図書館で個々に業務を行うため、経験年数等により運営等にも少なからず差が出てきます。これまでも、合同の研修会等を年に数回実施していますが、学校での調べ学習の展開や資質向上を図るためには、市立図書館司書と学校司書との連携をはじめ、研修の実充を図る必要があります。

(6) 関係機関・民間団体等と連携した読書活動の推進

子どもと大人が、あらゆる機会とあらゆる空間で、自主的に読書を行うことができるよう、民間団体等と連携した読書活動を推進するために、協力店舗等を募り、その店舗等を『読むよむクラブ』と称し、店舗等に図書を設置したり、店舗内で読み聞かせを行うなど活動を行ってきました。5店舗の協力をいただくことができましたが、維持、拡大を図るために市立図書館との連携等が必要です。



**読書に関するアンケート調査（結果）**

	ページ
小学校3年生、5年生	1
中学2年生、高校2年生	8
幼稚園・保育園保護者（年長）	16
小学3年生、5年生、中学2年生保護者	26
一般（無作為抽出アンケート）	46

**調査概要**

- 調査の目的  
市民の読書状況の把握、読書要因の調査・分析及び読書環境の実態を把握することにより、出水市読書活動推進計画（第三次）策定に資することを目的とする。
- 調査期間 平成27年8月20日～同9月18日
- 調査対象者

	調査対象者	配布数(人)	回答数(人)	回収率
児童・生徒	小学校3年生	493	462	93.7%
	小学校5年生	503	444	88.3%
	中学校2年生	533	507	95.1%
保護者	高等学校2年生	699	673	96.3%
	幼児(5歳児)の保護者	473	390	82.5%
	小学校3年生の保護者	493	402	81.5%
	小学校5年生の保護者	503	437	86.9%
一般	中学校2年生の保護者	533	340	63.8%
	19歳以上から抽出	490	121	25.2%
		4,710	3,778	80.2%

- 調査方法
  - 小学3年生、5年生、中学2年生及びその保護者については、各小中学校を通じて配布、回収を行った。
  - 高校生については、各高等学校を通じて配布、回収を行った。
  - 幼稚園、保育園保護者については各幼稚園・保育園を通じて配布、回収を行った。
  - 一般については19歳以上の市民から500人を抽出し、郵送により配布、回収を行った。

平成27年度に実施したアンケート調査結果報告の表紙等

## 第3章 第三次読書活動推進計画の基本的方針

### 基本理念

# 読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市

## 1 計画の目的

読書は、いつでも、どこでも、だれでも、簡単に、また気軽に取り組むことができる自由で、楽しい活動です。子どもたちが読書を通して、喜び・悲しみ・苦しみ・楽しさなど「感動する心」を培い、本の中に登場する人や動物に共感して気持ちを感じとりながら、その場面を自分なりに思い描けるように「想像する力」を育み、新しい言葉や、知識・情報を取得して、自分の気持ちを相手に伝える力、相手の気持ちを理解できる力（「コミュニケーション能力」）を身に付け、自ら主体的に『生きる力』を学んでいくことが必要です。

また、私たち大人も読書を楽しみながら、『生きる力』を養い、自らを高め、より豊かな人生を送るとともに、読書の大切さを、後世代に伝えていくことも重要です。

そのために、「読書によるひとづくり ふるさとづくりのまち 出水市」を基本理念とし、市民全員が読書活動の実践者として、お互いが連携、協働して、読書活動の推進や読書環境の整備に努めながら、「読書活動日本一のまちづくり」を目指すこととします。

## 2 計画の位置付けと基本目標

第三次読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第8条の規定に基づいて策定された国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第3次鹿児島県子ども読書活動基本計画」を基本とし、また、「出水市総合計画<sup>(注5)</sup>」と「出水市教育振興基本計画<sup>(注6)</sup>」との整合性を保ちつつ、市全体で関係部署が連携を図りながら、推進するものとします。

なお、本計画においては、「家読20分間運動」を継続して実施するとともに、「いつでも どこでも 本といっしょに！」をキャッチフレーズに設定し、次の4つの基本目標を定めて、計画を推進するものとします。

- |      |   |                  |
|------|---|------------------|
| 基本目標 | 1 | 家庭における読書活動の推進    |
|      | 2 | 地域における読書活動の推進    |
|      | 3 | 学校等における読書活動の推進   |
|      | 4 | 読書活動への理解と普及啓発の推進 |



### 3 計画の対象

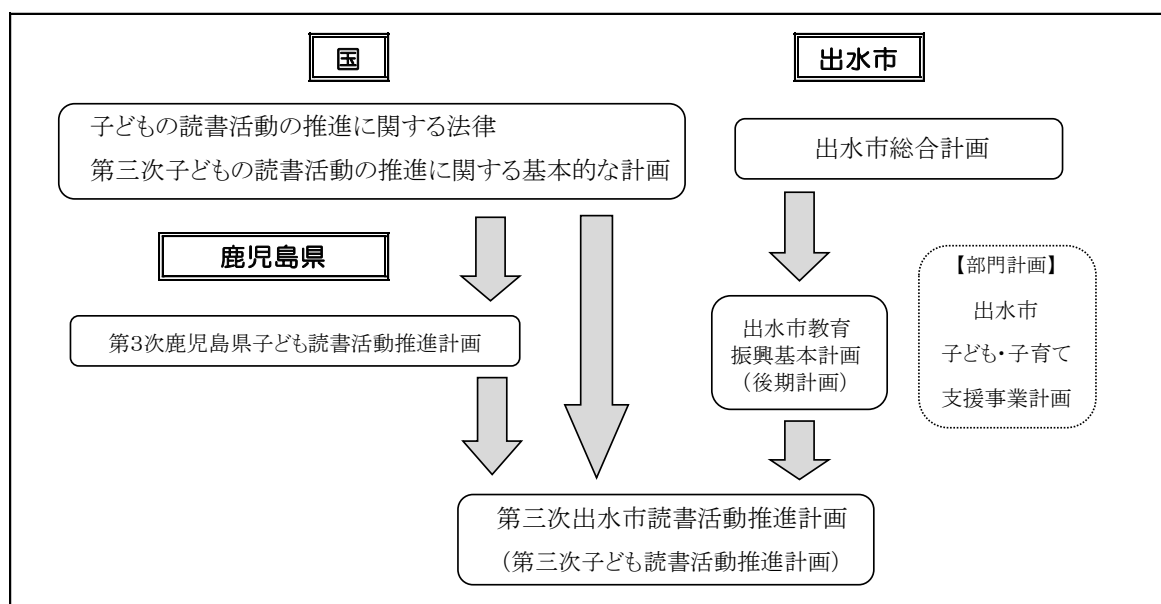
第三次読書活動推進計画では、子ども（0～18歳）を含め、全市民を対象とします。

### 4 計画の期間と見直し

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、この期間の社会経済情勢の変化や子どもの読書環境に関する状況の変化等に柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

第三次推進計画位置付け関連図



(注5) 第一次出水市総合計画（後期基本計画）

平成25年度から平成29年度まで  
「人と自然が融和した にぎわいある元気都市」  
第4章 歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり  
第1節 生涯学習の推進  
施策の概要  
6 読書活動の推進

(注6) 出水市教育振興基本計画

平成27年度から平成31年度まで  
本市教育の基本理念「歴史と文化の薫りが暮らしを彩る教育と住民自治のまちづくり」  
第3章 目指すべき教育の姿  
3 本市教育の基本的方向  
(3) 家庭、地域、関係団体と一体になった読書活動を進めます。  
第4章 具体的に取り組む施策  
2 具体的施策の展開  
(6) 読書活動の推進



## 6 読書活動推進のための方策

この推進計画で掲げた4つの基本目標に沿って、それぞれの主施策や数値目標（重点成果指標）を定めて、具体的に取り組んでいくこととします。

### 基本目標1 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、家族全員で読書に親しみ、読書の習慣化が図られるようにしていくことが大切です。

そのため、本市では平成24年から家読20分間運動に取り組んでいますが、アンケート結果では、家読を知らないという割合が2～3割程度あり、市民に浸透していないことが分かりました。

今回の計画では、家読の方法を、幼児から大人まで年代ごとにテーマを定めて、家読の推進を積極的に図っていきます。

#### (1) <sup>うちどく</sup>家読20分間運動の推進

家読は、**家庭読書**のことで「うちどく」と読みます。



- ◎家族と一緒に本を読む
- ◎読み聞かせをする
- ◎読んだ本について話し合う

など

読んだ本について話し合うことで、家族のコミュニケーションが深まります。

#### 家族と一緒に20分（乳幼児・小学生）

乳幼児期の子どもは、読み聞かせなど家族の協力が必要です。小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながらの音読や興味のある本など、少しずつ読書の幅を広げていくことが大切です。家族と一緒に読書の習慣をつくりましょう。

#### ジャンルを広げて20分（中学生）

中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学、科学、歴史、郷土などの様々なジャンルの本を読みましょう。

### 自分を見つめる20分（高校生）

高校生の時期は、自分自身の生き方を見つめるためにも読書が大切です。身近なところに本を置き、読書に親しみましょう。

### 読書を楽しむ20分（大人）

自分のライフスタイルに合わせて、読書を楽しみましょう。

#### (2) 家読推薦図書の普及、活用

小学校は低学年、中学年、高学年各20冊、中学校は40冊を「家読推薦図書」として定めています。学校図書館、市立図書館でコーナーを設置したり、読書活動推進大会での展示やホームページ等を活用して周知を図ります。なお、「家読推薦図書」は5年を目途に見直しを図ります。

#### (3) 「<sup>たからぼん</sup>宝本」の取組

家族共通の思い出の1冊、自分の成長に影響を与えた1冊など、そのような本を、「我が家の宝本」、「私の宝本」として、エピソードを添えてホームページ等で紹介する取組を進めます。

#### (4) 乳幼児期に本と出会うきっかけづくりの支援

乳幼児期の本との出会いは、その後の読書習慣の形成につながる大切なものであることから、次の支援に取り組みます。

##### ア ブックスタート事業

6～7か月児相談の場で、健康増進課、教育委員会、読書ボランティア、市立図書館が連携して、乳幼児とその保護者に読み聞かせを体験してもらい、絵本やブックリスト、図書館の事業案内などを入れたバッグを配布し、家庭での読み聞かせのきっかけづくりを支援します。

##### イ セカンドブック事業

2歳児歯科相談の場で、健康増進課、教育委員会、読書ボランティア、市立図書館が連携して、幼児とその保護者に読み聞かせを行い、絵本やブックリスト、図書館の事業案内などを配布し、ブックスタート事業と継続して行うことにより、家庭での絵本を通じた家族のふれあいづくりを支援します。

#### (5) 大人の読書活動の推進

ア 常に、いつでも、どこでも、本を携える運動を推進します。

イ 図書館や移動図書館等の利用を推進します。

ウ 子どもと一緒に家読推薦図書を読み、読書の楽しさを分かち合います。

エ 家庭で、地域で、読み聞かせの場を作ります。

## 基本目標 2 地域における読書活動の推進

市立図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができる場所です。保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、読書についての情報を得たりできる場所でもあります。読書活動を推進するまちとして、蔵書の充実に努め、子どもも大人も魅力ある本に出会えるように、住民ニーズに応じ、バランスのとれた本の選書、図書資料の充実を図っていきます。また、いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、公共施設や身近な施設としての自治公民館に自治会文庫等を設置し、利活用できるように支援していきます。

### (1) 市立図書館における取組

#### ア 迅速で的確な資料・情報の収集と提供

- (ア) 多様な蔵書構成を実現するための選書体制の充実を図ります。
- (イ) 利用者が求める資料を探しやすく、快適に閲覧できる環境づくりに努めます。
- (ウ) 利用者のニーズに配慮したテーマ展示等を実施します。

#### イ 課題解決機能の充実

- (ア) レファレンスサービス<sup>(注7)</sup>の充実を図ります。
- (イ) ビジネス支援や法情報、医療・健康情報、観光支援、子育て支援等の資料情報の提供とサービスの実施に努めます。
- (ウ) 「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催など、調べる場としての図書館活用を図ります。

#### ウ 地域特性・利用者特性に配慮した学習活動機会の提供

- (ア) 地域特性・利用者特性を考慮した情報の収集と提供に努めます。
- (イ) 地域特性・利用者特性に応じた催し物等を積極的に開催します。
- (ウ) 学校や地域子ども会等でのアウトリーチおはなし会を実施します。
- (エ) 図書宅配サービス「本で見守り隊」の拡充に努めます。
- (オ) YA図書館クラブ<sup>(注8)</sup>の拡充に努めます。

(注7) レファレンスサービス：何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的立場から求められている情報あるいは資料を提供、提示することによって援助すること、及びそれにかかわる諸業務のことです。

(注8) YA図書館クラブ：YAはヤングアダルト（中・高校生から10代後半の人たちの総称。）の略称で、ヤングアダルトの関心、学習課題、娯楽などの総体的要求に応じて図書館資源を最大限に提供することを目的として活動するヤングアダルトの図書館クラブのことです。

(カ) バリアフリー映画会<sup>(注9)</sup>の開催やDAISY図書<sup>(注10)</sup>、大活字本の収集提供に努めます。

(キ) 「ほんちゃんの家」の設置検討を進めます。

読書賛同市民ボランティア宅等に絵本や児童書等を置き、貸出もできる身近な図書館設置（「ほんちゃんの家」）の検討を進めます。

#### エ 学校と連携した読書活動の支援

(ア) 学校と連携した資料・情報の収集と学校支援を推進します。

(イ) 職場体験学習、地域貢献事業等の積極的な受入や図書館見学等、学校と連動した行事の企画等を実施します。

(ウ) 情報交換会等の実施により、学校図書館関係者との連携を図ります。

(エ) 図書館を使った調べる学習コンクールを推進します。

#### オ 地域との連携による利用者拡大と図書館活動の活性化

(ア) 出水論語塾やビブリオバトル<sup>(注11)</sup>等の開催を通じた利用者の仲間づくりを推進します。

(イ) 図書館資料のリユースを推進します。

(ウ) 地域住民や地域活動との連携を図ります。

#### カ 情報の受発信活動の積極的な展開

(ア) 図書館の利用機会を広げるために、ホームページや図書館だより等を活用した情報発信に努めます。

(イ) ホームページ機能の向上策としてデータベースリンクの新設を検討します。

(ウ) ご意見箱の活用や利用者アンケートの調査により、利用者の動向や意見の情報収集活動の強化を図ります。

#### ☆重点成果指標（住民一人当たりの貸出冊数目標）

内容	年度	平成 29 年度	中間年度	平成 33 年度
市立図書館 (個人貸出冊数目標)		6. 7 冊	7. 1 冊	7. 5 冊

(注9) **バリアフリー映画会**：視覚や聴覚に障害のある方にも話題の映画を家族や友人と一緒に鑑賞していただけるよう、音声ガイドや日本語字幕を付けた作品を制作し、バリアフリー版作品を鑑賞できる機会を提供する取組です。

(注10) **DAISY図書**：DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格です。

(注11) **ビブリオバトル**：書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法です。

(2) 自治会等の読書活動への支援

子どもと大人があらゆる機会と空間で、自主的に読書を行うことができるよう、ボランティアグループが自治会等へ出向いておはなし会（おはなし玉手箱）を行い、地域を通じた読書活動の推進を図ります。

(3) 公共施設等における読書環境の整備の推進

いつでも、どこでも、読書に親しめる機会が持てるよう、市民が集まる公共施設や身近な施設としての自治公民館に「小文庫（自治会文庫等）」を設置し、利活用できるよう支援します。

ア 公共施設に図書コーナーを設置し、図書資料の充実に努めます。

イ 自治会（子ども会）文庫の設置を推進し、その利活用を支援します。

ウ 市立図書館で除籍した図書資料等を、自治会文庫、児童クラブ等に配布し、有効活用を図ります。

(4) 読書ボランティアの拡充と育成

ア 読書ボランティアグループへの情報提供やスキルアップに係る研修会等への参加を支援します。

イ 読書ボランティアグループや親子読書会等の活動の場の確保に努めます。

ウ 「読書ボランティア養成講座」等を開催し、読書ボランティアの育成と資質の向上に努めます。

(5) 関係機関・民間団体との連携

ア 読書活動の推進を支援する店舗等を協力店として登録し、読書活動の情報提供等に努めます。

イ 読書会等の活動を紹介するなど、読書の魅力を発信します。

☆重点成果指標（読み聞かせ会）

内 容		年 度		
		平成 29 年度	中間年度	平成 33 年度
読み聞かせ会	回 数	1 8 0 回	1 9 0 回	2 0 0 回
	参加人数	2, 5 0 0 人	2, 7 5 0 人	3, 0 0 0 人

### 基本目標3 学校等における読書活動の推進

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校等はかけがえのない大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校等においては子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような読書環境づくりを推進し、家庭・地域と連携しながら、年齢期に応じた読書活動の推進を図っていきます。

#### (1) 子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実

##### 【幼稚園・保育所】

- ア 家族と一緒に本に親しむ時間づくりを推進します。
- イ 保育中の読書活動を推進します。

##### 【小学校・中学校・高等学校】

- ア 朝の10分間読書活動を推進します。
- イ 年間読書目標を小学校低学年は一人120冊、中学年は100冊、高学年は80冊、中学校は一人40冊として、「出水市家読推薦図書」の読破に取り組みます（本の完読に重点をおきます。）。また、高校生は一人30冊を目標に取り組みます。
- ウ 国語科「読むこと」との関連を踏まえた読書活動を推進します。
- エ 読書大好きっ子短作文・読書標語の募集を行います。
- オ 「出水市読書の歌～すてきな宝物～」の浸透を図ります。
- カ 委員会活動など、児童生徒が読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。
- キ 地域と連携し、長期休業中における朝読み・夕読みを推進します。
- ク 推薦図書の選定・コーナーの設置など、本の紹介に努めます。
- ケ 読み聞かせ、ブックトーク<sup>(注12)</sup>、ビブリオバトル<sup>(注11)</sup>、読書へのアニメーション<sup>(注13)</sup>など、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。

#### (2) 読書環境の整備

##### 【幼稚園・保育所】

- ア 市内全幼稚園・保育所に園児が読書に親しめる図書コーナーの設置を推進します。

(注12) **ブックトーク**：読書への興味を喚起するため、特定のテーマに沿っていくつかの本を選び、本の内容・著者主題について紹介するものです。

(注13) **アニメーション**：スペインのモンセラ・サルトさんが、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導メソッド（方法・方式）のこと。読書をゲームとして楽しみながら読解力、表現力、コミュニケーション能力を育てることです。



- イ 園児向けの図書資料（絵本等）の充実を図ります。
- ウ 県・市立図書館の団体貸出を活用して、図書資料の充実に努めます。
- エ 寄贈本を活用した絵本の巡回を行い、図書資料の充実を図ります。
- オ 保護者への図書の貸出を実施します。

【小学校・中学校・高等学校】

- ア 地域住民に開かれた学校図書館の整備・充実に努めます。
- イ 小中学校においては、学校図書館図書標準を満たすように、図書資料の充実に努めます。
- ウ 調べ学習に対応できる図書資料の充実に努めます。
- エ 学校図書館の施設・設備の整備に努めます。
- オ 市内の高等学校の図書資料の充実を働きかけます。
- カ 児童生徒が、自発的に学校図書館を利用するための空間づくりや掲示・飾りに工夫を凝らした特色ある図書館づくりを支援します。
- キ 学校の余裕教室等を活用するなど、読むスペースの確保に努めます。
- ク 学校図書館と連携した学級文庫、図書コーナーの充実に努めます。

(3) 職員等の読書指導に関する研修等の充実

- ア 保・幼・小中学校の親子読書会の育成を推進します。
- イ 親子読書会のスキルアップのための研修会等を開催します。
- ウ 各種研修会や講習会に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。
- エ 小中学校の司書教諭及び学校司書を継続して配置します。
- オ 司書教諭及び学校司書のスキルアップのための研修会を実施します。
- カ 読書指導に関する校内研修の充実を図ります。
- キ 読書活動実践事例（読書パネル）を作成し、紹介、展示します。

☆重点成果指標（学校図書館図書標準の達成）

内容 \ 年度	平成 29 年度	中間年度	平成 33 年度
小学校図書館	70%	85%	100%
中学校図書館	50%	75%	100%

(4) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動支援を推進します。

- ア 障害の状態に応じた選書等や環境の工夫に努めます。
- イ 読み聞かせなどの読書活動を推進します。

## 基本目標 4 読書活動への理解と普及啓発の推進

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

子どもが主体的に「生きる力」を養うことが、将来の人づくり、ふるさとづくりに重要な要素であることを認識すると同時に、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する機運を一層高めていくよう普及啓発に努めます。

### (1) 読書に関する記念日の意義の周知と普及

広報紙やホームページ等を活用して、「読書活動」に関する情報の周知や普及を行います。

読書に関する記念日等

- 子ども読書の日 4月23日
- 子ども読書週間 4月23日～5月23日
- 文字・活字文化の日 10月27日
- 読書週間 10月27日～11月9日
- 読書強調月間 10月11日～11月11日（市内学校）
- 出水市民読書の日 毎月第3土曜日
- 毎月23日は子どもといっしょに読書の日（鹿児島県図書館協会が提唱）

### (2) 情報の提供と行事・活動の啓発

広報紙やポスター、チラシによる情報提供や各年代、団体等に向けた啓発資料を作成して、周知を図ります。

### (3) ホームページ「よんみゃんせ」の充実

出水市読書活動推進ホームページ「よんみゃんせ」を活用し、市の読書活動の情報を、市内外へ発信します。

### (4) イベント・大会開催による顕彰と啓発

#### ア 読書活動日本一のまちづくり推進大会

活動事例の紹介や読書標語等の掲示を行い、積極的な読書活動を推進している団体等を表彰し、その活動を支援していきます。

#### イ わくわく☆おはなしフェスタ

子どもたちが読書に親しみ、感性豊かな心を育むために、親子読書会や読書ボランティア等による絵本の読み聞かせやおはなし会を通して、本の世界に触れる機会を提供します。

(5) 地域行事による読書活動の啓発

子ども会の活動計画に、「読書活動」を取り入れるよう啓発に努めます。

(6) ブックカバー等による読書のまちの啓発

ア ブックカバーや手作りしおりを修学旅行生やイベント等で配布し、啓発を図ります。

イ JR出水駅の協力をいただき、駅のコンコースに展示を行っている「読書活動実践事例（読書パネル）」を継続し、読書活動の啓発を図ります。

ウ 「出水市読書の歌～すてきな宝物～」を、読書活動に係る研修会や大会などで活用し、周知を図ります。

エ 市民等の文芸活動の向上と普及を図るため、「文芸いずみ」の発行を継続します。

(7) 組織体制の確立と進捗管理

ア 「読書活動日本一のまちづくり推進会議」、「読書活動日本一のまちづくり推進委員会」等との連携を強化し、積極的な推進策の展開を図ります。

イ 推進計画の進捗状況を管理、公表するために、読書活動の実践書を発行します。

ウ 住民アンケートを行い、読書活動の住民の理解度を確認していきます。



## 7 施策の実施体系表

基本方針	基本目標	主施策（具体的な施策）	担当・所管課
読書によるひとづくり・ふるさとづくりのまち出水市	家庭における読書活動の推進	1 家読20分間運動の推進 (1) 家族と一緒に20分（乳幼児・小学生） (2) ジャンルを広げて20分（中学生） (3) 自分を見つめる20分（高校生） (4) 読書を楽しむ20分（大人）	こども課・学教課・生涯学習課・読書推進課 学校教育課・読書推進課 学校教育課・出水商業高校・読書推進課 生涯学習課・読書推進課
		2 家読推薦図書の普及、活用 (1) 家読推薦図書コーナーの設置 (2) 家読推薦図書の展示や周知	学校教育課・読書推進課・(図書館) 読書推進課・学校教育課
		3 「宝本」の取組 (1) ホームページ等での紹介の取組	読書推進課
		4 乳幼児期に本と出会うきっかけづくりの支援 (1) ブックスタート事業の実施 (2) セカンドブック事業の実施	読書推進課・健康増進課・(図書館) 読書推進課・健康増進課・(図書館)
		5 大人の読書活動の推進 (1) 本を携える運動の推進 (2) 図書館、移動図書館等の利用促進 (3) 子ども読書の理解 (4) 読み聞かせ会への参加と支援	読書推進課・生涯学習課 読書推進課・生涯学習課・(図書館) 読書推進課・生涯学習課 読書推進課・生涯学習課
	地域における読書活動の推進	1 市立図書館における取組 (1) 迅速で的確な資料・情報の収集と提供 （選書体制の充実、快適な閲覧環境づくり、テーマ展示等） (2) 課題解決機能の充実 （レファレンスサービスの充実、資料情報の提供とサービスの実施等） (3) 地域特性・利用者特性に配慮した学習活動機会の提供 （情報の収集と提供、アウトリーチおはなし会の実施、「ほんちゃんの家」設置検討等） (4) 学校と連携した読書活動の支援 （図書館を使った調べる学習コンクールの推進、職場体験学習等の積極的な受入等） (5) 地域との連携による利用者拡大と図書館活動の活性化 （ビブリオバトル等を通じた仲間づくりの推進、図書館資料のリユースの推進等） (6) 情報の受発信活動の積極的な展開 （ホームページ等を活用した情報発信、アンケート調査等による情報収集活動の強化等）	読書推進課・(図書館) 読書推進課・(図書館) 読書推進課・(図書館) 読書推進課・(図書館) 読書推進課・(図書館) 読書推進課・(図書館)
		2 自治会等の読書活動への支援 (1) 出前読み聞かせ会「おはなし玉手箱」の実施	読書推進課・(図書館)
		3 公共施設等における読書環境の整備の推進 (1) 公共施設等の図書資料の充実と整備 (2) 自治会（子ども会）文庫の設置の推進 (3) 市立図書館の除籍図書の有効活用	読書推進課・生涯学習課 読書推進課・生涯学習課 読書推進課・(図書館)

基本方針	基本目標	主施策（具体的な施策）	担当・所管課
読書によるひとづくり・ふるさとづくりのまち出水市	地域読書活動における推進	4 読書ボランティアの拡充と育成	
		(1) 読書ボランティアグループへの情報提供と研修支援	読書推進課
		(2) 読書ボランティアグループ・親子読書会等の活動の場の確保	読書推進課・生涯学習課・学校教育課・図書館
		(3) 読書ボランティア養成講座等の開催と読書ボランティアの育成	読書推進課・生涯学習課
		5 関係機関・民間団体との連携	
	(1) 読書活動推進協力店舗等の登録と連携	読書推進課	
	(2) 読書会等の活動紹介と読書の魅力の発信	読書推進課	
	学校等における読書活動の推進	1 子どもの読書習慣の確立と読書活動の充実	
		(1) 朝の10分間読書活動の推進	学校教育課
		(2) 年間読書目標の設定と推進	学校教育課
		(3) 国語科「読むこと」との関連を踏まえた読書活動の推進	学校教育課
		(4) 読書大好きっ子短作文・読書標語の募集	学校教育課
		(5) 「出水市読書の歌～すてきな宝物～」の周知	学校教育課・読書推進課・生涯学習課
		(6) 長期休業中の朝読み・夕読みの推進	読書推進課・生涯学習課
(7) 家族と一緒に本に親しむ時間づくりの推進（幼・保）		学校教育課・こども課	
(8) 保育中の読書活動の推進（幼・保）		学校教育課・こども課	
2 読書環境の整備			
(1) 幼稚園・保育園に図書コーナーの設置		学校教育課・こども課	
(2) 絵本の巡回による図書資料の充実		読書推進課	
(3) 県・市立図書館の図書資料の活用		学校教育課・こども課・読書推進課	
(4) 学校図書館の整備・充実	教育総務課		
(5) 学校図書館図書標準の達成	教育総務課・学校教育課		
(6) 特色ある学校図書館づくりの支援	学校教育課		
(7) 余裕教室の有効活用	教育総務課・学校教育課		
(8) 高等学校の図書資料充実の支援	読書推進課・出水商業高校・学校教育課		
3 職員等の読書指導に関する研修等の充実			
(1) 親子読書会の育成	読書推進課・学校教育課		
(2) 親子読書会のスキルアップのための研修会等の開催	読書推進課・学校教育課		
(3) 各種研修会参加による職員の資質向上	学校教育課・読書推進課		
(4) 司書教諭・学校司書の配置継続	学校教育課・教育総務課		
(5) 読書指導に関する校内研修の充実	学校教育課		
(6) 読書活動実践事例の作成、展示	学校教育課・読書推進課		
4 障害のある子どもの読書活動の推進			
(1) 障害の状態に応じた選書等や環境の工夫	学校教育課・教育総務課		
(2) 読み聞かせなどの読書活動の推進	読書推進課・学校教育課		

基本方針	基本目標	主施策（具体的な施策）	担当・所管課
読書によるひとづくり・ふるさとづくりのまち出水市	読書活動への理解と普及啓発の推進	1 読書に関する記念日の意義の周知と普及	
		(1) 広報紙、ホームページ等の活用による周知	読書推進課・生涯学習課・学校教育課・企画課
		(2) 出水市民読書の日の広報・啓発	読書推進課・生涯学習課・学校教育課・企画課
		2 情報の提供と行事・活動の啓発	
		(1) 広報紙、ポスター、チラシ等による行事・活動の周知	読書推進課・(図書館)・企画課
		3 ホームページ「よんみゃんせ」の充実	
		(1) 読書活動の市内外への発信	読書推進課
		4 イベント・大会開催による顕彰と啓発	
		(1) 読書活動日本一のまちづくり推進大会の開催	読書推進課・学校教育課・生涯学習課
		(2) わくわく☆おはなしフェスタの開催	読書推進課・学校教育課・生涯学習課
		5 地域行事による読書活動の啓発	
		(1) 地域行事の支援と事例の広報・啓発	読書推進課・生涯学習課
		(2) 子ども会活動のなかでの読書活動の推進	読書推進課・生涯学習課
		6 ブックカバー等による読書のまちの啓発	
(1) ブックカバー・手作りしおりによる読書活動の啓発	読書推進課・青年の家		
(2) JR出水駅への読書活動実践事例（読書パネル）の展示	学校教育課・読書推進課		
(3) 「出水市読書の歌～すてきな宝物～」の活用	読書推進課・生涯学習課・学校教育課		
(4) 「文芸いずみ」の発行	読書推進課		
7 組織体制の確立と進捗管理			
(1) 読書活動日本一のまちづくり推進会議、同委員会との連携	読書推進課・生涯学習課・学校教育課		
(2) 読書活動実践書の発行	読書推進課		
(3) 住民アンケートの実施	読書推進課		

## 資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 国民読書年に関する決議
- 国民の読書推進に関する協力者会議
- 読書活動推進計画における主な取組と受賞等一覧
- 第三次出水市読書活動推進計画策定に関わる委員等

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。



- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

**第一条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第三条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

**第六条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

**第七条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

**第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

**第九条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

**第十条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

**第十一条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 国民読書年に関する決議

(平成二十年六月六日)

### <衆議院本会議>

#### 国民読書年に関する決議（第一六九回国会、決議第二号）

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年（西暦一九九九年）に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年（西暦二〇〇一年）には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年（西暦二〇〇五年）には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年（西暦二〇一〇年）を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(笹川堯君外十二名提出)

### <参議院本会議>

#### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものを受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)

委員	秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
委員	磯崎 憲一郎	小説家
委員	小田 光弘	青山学院大学教育人間科学部教授
委員	鎌田 真樹子	(株)魔法のiらんど安心・安全インターネット向上推進室室長
委員	織茂 篤史	神奈川県横浜市立青葉台中学校校長
委員	岸 美雪	国立国会図書館総務部主任参事
委員	きむらゆういち	絵本作家
委員	中田 力	新潟大学脳研究所・統合脳機能センター研究センター長・教授
委員	新山 順子	川崎市立川越駅東口図書館主任
副座長	肥田 美代子	財団法人文字・活字文化機構推進理事長
座長	福原 義春	株式会社資生堂名誉会長
委員	堀 渡	国分寺市立本多図書館長
委員	松岡 正剛	株式会社編集工学研究所所長
委員	溝口 省三	鹿児島県出水市教育委員会教育長
委員	山田 節子	児童書を楽しむ会つくしんぼ代表
委員	山根 基世	有限責任事業組合ことばの杜代表
委員	横田 幸子	熊本子どもの本の研究会代表

(注14) 平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第2次)が策定され、同年6月に図書館法の改正が行われるとともに、平成22年を「国民読書年」とする国会決議がなされ、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言された。このため、今日の国民の読書や読書環境の現状や課題を把握・分析し、読書への国民の意識を高める効果的かつ効率的な取組の検討を行う「国民の読書推進に関する協力者会議」を設ける。

(所管) 文部科学省 生涯学習政策局社会教育課

## 読書活動推進計画における主な取組と受賞等一覧

年 月	内 容
平成 18 年	4 月 下水流小学校が子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞
平成 19 年	3 月 第一次読書活動推進計画策定
	4 月 出水市立図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞
	5 月 読書活動日本一のまちづくり推進委員会の設置
	6 月 広報・啓発活動の全市的推進、各種活動の実践開始
	10 月 第 1 回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホールで開催（講演：村上淳子氏）
平成 20 年	3 月 読書標語の看板化と市内公共施設等への設置
	4 月 市立図書館の祝日開館開始
	5 月 読書活動日本一のまちづくり推進会議の設置
	10 月 市立図書館による「図書館月間」の設定とイベント等の開始
	10 月 第 2 回読書活動日本一のまちづくり推進大会を文化会館で開催（講演：末吉暁子氏）
	11 月 読み聞かせグループ「そらいろのたね」が県図書館大会で優良読書グループ表彰を受賞
	12 月 市立図書館の除籍図書を活用して「自治会（子ども会）文庫」の設置を推進
平成 21 年	4 月 読み聞かせグループ「そらいろのたね」が子どもの読書活動優秀実践団体として文部科学大臣表彰を受賞
	11 月 ブックスタート事業の第 1 回を実施（以降、毎月 2 回実施）
	11 月 下水流小学校親子読書会「ひだまり」が県図書館大会で優良読書グループ表彰を受賞
	11 月 わくわく☆おはなしフェスタを高尾野農村環境改善センターで開催
	12 月 各学校等読書活動紹介パネル等を JR 出水駅や公共施設に巡回展示開始
平成 22 年	2 月 第 3 回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホールで開催（講演：肥田美代子氏）
	4 月 出水小学校が子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞
	7 月 文部科学省所管「国民の読書推進に関する協力者会議」の委員として溝口省三教育長が参画
	10 月 「ディスカバー図書館 2010（主催：文部科学省）」で溝口省三教育長が事例発表
	11 月 お話ボランティアグループ「紙ふうせん」が県図書館大会で優良読書グループ表彰を受賞
	11 月 わくわく☆おはなしフェスタを高尾野農村環境改善センターで開催
平成 23 年	2 月 「読書と感動を広げる研修会 in 出水（県立図書館）」と第 4 回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホール等で開催（講演：糸賀雅児氏）
	4 月 市立図書館に指定管理者制度を導入。教育委員会内に「読書推進課」を新設
	8 月 市制施行 5 周年記念事業「絵本トークライブ（絵本作家：長谷川義史氏）」を文化会館で開催
	10 月 出水市が第 5 回高橋松之助記念「文字・活字文化推進大賞（主催：全国出版協会）」を受賞
	11 月 読み聞かせボランティアグループ「虹色のゆめ」が県図書館大会で優良読書グループ表彰を受賞
	11 月 わくわく☆おはなしフェスタを高尾野農村環境改善センターで開催

年 月	内 容
平成 24 年	2月 第5回読書活動日本一のまちづくり推進大会を文化会館で開催（講演：阿刀田高氏）、同大会で「出水市読書の歌～すてきな宝物～」の完成披露
	3月 学校図書館に蔵書管理システムを導入
	4月 読書活動推進計画（第二次）を策定
	4月 県立野田女子高等学校が子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞
	5月 読書活動推進ホームページ「よんみゃんせ」の開設
	11月 わくわく☆おはなしフェスタを高尾野農村環境改善センターで開催
平成 25 年	1月 第6回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホールで開催（講演：佐川二亮氏）
	3月 図書館システムの更新（インターネットによる予約開始）
	8月 読書活動推進普及啓発用ブックカバーを作製
	11月 わくわく☆おはなしフェスタを高尾野農村環境改善センターで開催
平成 26 年	1月 第7回読書活動日本一のまちづくり推進大会を文化会館で開催（講演：小原乃梨子氏）
	4月 幼児用図書として絵本200冊の寄贈（「札幌すずらん文庫」として市立幼稚園へ巡回開始）
	10月 家読推薦図書の策定（小学校低・中・高学年各20冊、中学校40冊）
	11月 わくわく☆おはなしフェスタを高尾野農村環境改善センターで開催
平成 27 年	2月 第8回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホールで開催（講演：藤原久美子氏）
	3月 全小学校へ各校約230冊の図書の寄贈（「札幌すずらん文庫」）
	4月 セカンドブック事業の第1回を実施（以降、毎月1回実施）
	6月 野田図書館多目的トイレにベビーシートとベビーチェアを設置
	9月 中央図書館テラスに木製テーブルとイスを設置
平成 28 年	2月 読書活動周知用「のぼり旗」（2種類）を作製
	2月 ～ことばの力 未来をつなぐ～「ことばを感じよう in 出水」（主催：公益財団法人 文字・活字文化推進機構等）が音楽ホールで開催（朗読：中井貴恵氏、合唱：出水市少年少女合唱団、講演：角野栄子氏）
	2月 第9回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホールで開催（講演：ひろかわさえこ氏）
	4月 大川内中学校が子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞
	8月 ツル博物館クレインパークいずみ1階に絵本を中心とした図書コーナーを設置
	9月 幼児用図書として絵本147冊の寄贈（「札幌すずらん文庫」として市立幼稚園へ巡回開始）
	10月 全小学校へ各校約250冊の図書の寄贈（「札幌すずらん文庫」）
	11月 わくわく☆おはなしフェスタを中央公民館小ホールで開催
平成 29 年	1月 第10回読書活動日本一のまちづくり推進大会を音楽ホールで開催（講演：肥田美代子氏）
	2月 読書活動推進普及啓発用ブックカバーをリニューアル
	3月 第三次読書活動推進計画を策定

### 第三次出水市読書活動推進計画策定に関わる委員等

#### 1 読書活動日本一のまちづくり推進会議

氏名	所属(委員)	氏名	所属(行政関係者)
山下 繁 樹	市校長会 (小・中学校)	溝 口 省 三	教育長
橋 口 浩 二 郎	市校長会 (高等学校)	岩 元 亮 二	教育部長
三 反 田 照 爾	市自治会連合会	柿 木 彰	教育総務課長
伊 東 卓 志	市自治会連合会	塚 元 宏 雄	学校教育課長
藤 田 良 一	市PTA連絡協議会	橋 口 克 朗	学校教育課指導監
松 下 徳 幸	市文化協会	宮 之 脇 圭	学校教育課指導主事
田 上 真 由 美	市子ども会育成連絡協議会	盛 正 明	生涯学習課長
坂 木 涼 一	青年団体代表	田 中 孝 雄	生涯学習課参事兼指導主事
畠 中 宗 一 郎	さつま出水青年会議所	園 畠 祐 一	読書推進課長兼図書館長
湯 田 美 千 子	女性団体連絡協議会	福 泉 幸 子	読書推進課参事
田 所 睦 美	読書ボランティア	松 原 雪 乃	読書推進課主査
山 本 達 朗	親子読書会 (小学校)		
中 山 恵	親子読書会 (幼稚園)		
山 下 修	出水市保育園連絡協議会		

#### 2 読書活動日本一のまちづくり推進委員会

氏名	所属	氏名	所属
溝 口 省 三	教育長	山 下 繁 樹	西出水小学校長
岩 元 亮 二	教育部長	中 尾 孝	荘中学校長
柿 木 彰	教育総務課長	盛 真由美	出水小学校教諭
塚 元 宏 雄	学校教育課長	石 原 近 子	切通小学校教諭
橋 口 克 朗	学校教育課指導監	原 田 敏 和	大川内中学校教諭
宮 之 脇 圭	学校教育課指導主事	志 摩 勝 浩	野田中学校教諭
松 本 多 清	学校教育課主査	堀 切 恵 子	出水中学校司書
盛 正 明	生涯学習課長	井 上 清 香	出水商業高等学校教諭
田 中 孝 雄	生涯学習課参事兼指導主事	畠 山 義 昭	企画課長
川 曲 聡	生涯学習課主査	中 里 裕 孝	こども課長
園 畠 祐 一	読書推進課長兼図書館長	中 里 香 代 子	健康増進課技術主幹兼係長

#### 3 事務局

氏名	所属	氏名	所属
園 畠 祐 一	読書推進課長兼図書館長	飯 島 美 和	図書館司書 (指定管理者職員)
福 泉 幸 子	読書推進課参事	坂 口 和 歌	図書館司書 (指定管理者職員)
松 原 雪 乃	読書推進課主査		

#### 4 その他

(1) アンケートの集計結果は、別冊で作成。

(2) パブリックコメント

期間 平成28年12月13日 (火) ~平成29年1月18日 (水)

件数 0件



## 第三次出水市読書活動推進計画

(第三次子ども読書活動推進計画)

(発行年月 平成29年3月)

### 【事務局】

〒899-0292

鹿児島県出水市緑町1番3号

出水市教育委員会 教育部 読書推進課

電話 (代表) 0996-63-2111

いつでも どこでも 本といっしょに!



出 水 市